

現行計画の概要

計画の考え方

- 本計画は、各区の地域福祉を推進する取組をさらに強力に支援するとともに、福祉人材の育成・確保と権利擁護の取組など、各区に共通する課題や法・制度改正等への対応を市域全体で取り組んでいくために策定する（計画期間：令和3～5年度）
- 区地域福祉計画等（地域福祉ビジョン等）との関係

	位置づけ	内容
区地域福祉計画等（地域福祉ビジョン等）	区の実情や特性に応じた地域福祉を推進するための中心的な計画	・地域福祉に関する区の方針 ・住民の地域福祉活動を支える取組 ・区域全体に共通する福祉課題への対応
本計画	区地域福祉計画等を支援する基礎的計画	・基本理念、目標 ・各区に共通した福祉課題への対応として、最低限実施する基礎的部分となるしくみや、市全体で中長期的な視点をもって進めていくことが必要な取組

※ 本計画は、各区地域福祉計画等（地域福祉ビジョン等）と一体で、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」を形成

基本理念 だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり

基本目標1

気にかける・つながる・支え合う地域づくり

- ・住民主体の地域課題の解決力強化
- ・地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進
- ・災害時等における要援護者への支援

基本目標2

だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり

- ・相談支援体制の充実
- ・地域における見守り活動の充実
- ・権利擁護支援体制の強化

各区に共通する課題等への具体的な取組

- 相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制の整備
- 福祉人材の育成・確保
- 権利擁護の取組の充実

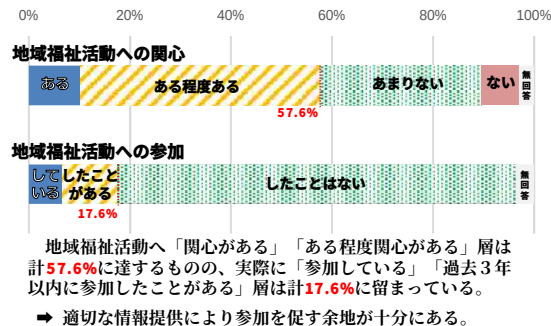
地域福祉に関する現状やニーズの把握

地域福祉にかかる実態調査の実施

地域福祉に関する市民の考え方やニーズ等を把握するため、令和4年9～10月に実態調査を実施。

- 世論（対象：18歳以上の市民から無作為抽出した8,000人、回答者数[率]：2,479人[31%]）
- 地域福祉活動の推進役としての地域住民（対象：民生委員・児童委員地区委員長、地域福祉コーディネーター等649人、回答者数[率]：544人[84%]）
- 地域福祉活動を支援する福祉専門職（対象：社協及び相談支援機関の職員558人、回答者数[率]：492人[88%]）

〈世論調査より〉



国・社会の動向

法改正等

○社会福祉法

重層的支援体制整備事業の創設（令和3年4月施行）

包括的支援体制整備の手法の一つ（・相談支援 ・参加支援 ・地域づくりに向けた支援）

○児童福祉法

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等（令和6年4月施行）

○災害対策基本法

個別避難計画の作成の努力義務化（令和3年5月施行）

○第二期成年後見制度利用促進基本計画

地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進（令和4～8年度）

○その他

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和6年4月施行）等、新たな法律についても、今後の国の動向を注視していく

新型コロナウイルス感染症による影響

- 生活困窮の顕在化
- 孤独・孤立の深刻化
- 地域福祉活動の在り方 など

新たな課題・喫緊の課題

- ヤングケアラー支援・ケアラー支援
- ひきこもり対策
- 地域活動の担い手不足 など

次期計画について

現行計画策定後の国の動向や社会状況の変化等を踏まえ、次期計画を策定する。

次期計画の策定にあたっての検討事項

■本市における包括的な支援体制の整備状況

- ・各分野の事業の状況、連携状況、重層的支援体制整備事業の位置づけ

■新たな課題等への対応

- ・顕在化した生活困窮者への支援方策（若年層、自営業、外国人）
- ・孤独・孤立への対応（社会的なつながりが希薄な世帯の支援、ひきこもり支援）
- ・地域福祉活動の担い手の育成・確保（福祉教育や啓発・負担軽減）
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化

■計画及び具体的な取組にかかる進捗状況の把握・評価

次期計画策定のスケジュール（予定）

令和5年 7～8月頃	地域福祉専門分科会 計画策定部会（計画素案の検討）
9～11月頃	地域福祉専門分科会（計画素案の検討・審議）
12月頃	パブリック・コメント実施
令和6年 2月頃	地域福祉専門分科会（計画案の検討・審議）
3月頃	社会福祉審議会（計画案の確認）
3月末	次期計画の策定